

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
 道路の供用開始  
 建築士の処分  
 建築士事務所の処分

(治 山 課) 七九七<sup>ページ</sup>  
 (道 路 維 持 課) 七九七  
 (建 築 指 導 課) 八〇〇  
 (同 ) 八〇〇

### 公 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
 多治見都市計画の図書の縦覧  
 あつせん員候補者の氏名、職業等

(治 山 課) 八〇一  
 (都 市 政 策 課) 八〇一  
 (労 働 委 員 会) 八〇三

## 告 示

岐阜県告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 高山市滝町一〇二四の一、一〇二九の一
  - 二 指定の目的  
 土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第一号

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 三 年 一 月 四 日

第 二 千 二 百 十 三 号

平 成 二 十 三 年 一 月 四 日

(火 曜 日)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市坂下字島井田一〇〇九、一〇一〇、一〇三二の一、字八幡二三〇一の一

（次の図に示す部分に限る。）一三二六の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃市大字藤生字佐倉一七八八の二、一七八九の二、一七九〇の二、一七九一の二、一八〇四の二から一八〇四の六まで、三二八〇の一から三二八〇の三まで

（次の図に示す部分に限る。）一三二六の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字ババギ二七四六の一三〇、二七四六の一三一、二七四六の一七

三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市柿野字高山三三一九の三の九から三三一九の三の一まで、字米野一五九八、一五九九の一、一六一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町洲河字西会津五二八、五二九、五三〇の一から五三一の三まで、五三二の一、五三三の二、五三四から五三七まで、五三九の一、五四〇の一から五五二の四まで、五五三の一から五五三の四まで、五五三の七、字島会道五五六の一、五五六の二、大垣市上石津町上原字猿海道二二三の二、字中南一五九三の一、一五九四から一五九六まで、上石津町三ツ里字東ノ平二四の五二から二四の五四まで、二四の六一から二四の六四まで、不破郡垂井町岩手字荻平三〇〇三の五六、三〇〇三の五七、三〇〇四、三〇〇五の二一から三〇〇五の二三まで、三〇〇五の六九、三〇〇五の七、字頭蓮坊三〇六五の三から三〇六五の七まで、三〇六五の九、三〇六五の一、三〇六五の二、三〇七〇の一、三〇七〇の三、梅谷字登三六七、三六九、三七〇、三七二、三七三の一から三七三の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課並びに関係市役所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
県道	江南線	各務原市須衛字地獄洞二五七一番地一地从先から 同市同字同二五七一番地一地从先まで	三・三	平成三・一・四	平成三・九・二五

岐阜県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年一月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
一般国道	三百六十一号	高山市漆垣内町四〇七番三地从先から 同市同町六〇九番一地从先まで	二四〇	平成三・一・四	平成三・〇・二六

岐阜県告示第九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 処分をした年月日  
平成二十二年十一月二十九日
  - 二 被処分者
    - (一) 氏名  
山田 正光
    - (二) 建築士の別  
二級建築士
    - (三) 登録番号  
岐阜県知事登録第六八七三号
  - 三 処分の内容  
平成二十二年十二月十五日から七か月の業務停止
  - 四 処分の原因となった事実  
被処分者は、建築基準法に適合しない内容の設計図書を作成したうえ、建築物の確認済証を受け取ることなく工事の進行を認めた。また、確認済証の写しを偽造し、建築主に対し行使した。
- さらに、法第二十条第三項に規定する建築主に対する工事監理の報告を怠り、また建築士事務所の開設者として法第二十四条の四第一項に規定する帳簿の備え付け及び保存並びに法第二十四条の六に規定する当該建築士事務所の業務の実績等を記載した書類を備え置くことを怠った。
- 岐阜県告示第十号
- 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、法第二十六条第四項において準用する法第十条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 処分をした年月日

平成二十二年十一月二十九日

二 被処分者

(一) 名称

光設計室

(二) 所在地

岐阜県岐阜市大洞柏台二丁目三七番地

(三) 開設者の氏名

山田 正光

(四) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(五) 登録番号

岐阜県知事登録第九四一八号

三 処分の内容

平成二十二年十二月十五日から七か月の建築士事務所の閉鎖

四 処分の原因となった事実

光設計室の開設者兼管理建築士である者が法第十条第一項の規定により懲戒処分を受けた。

公 示

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を中津

川市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名

恵那郡坂下村坂下 原良吉

二 通知の要旨

平成二十三年一月四日付け岐阜県告示第二号のとおり、森林が保安林に指定される予定である。

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

<p>一 都市計画の種類及び名称 多治見都市計画特別用途地区 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課</p> <p>多治見都市計画の図書の縦覧</p> <p>平成二十三年一月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 都市計画の種類及び名称 多治見都市計画特別用途地区 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課</p> <p>多治見都市計画の図書の縦覧</p> <p>平成二十三年一月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
---	---

<p>一 都市計画の種類及び名称 多治見都市計画地区計画 向島住宅団地地区計画</p> <p>多治見都市計画の図書の縦覧</p> <p>平成二十三年一月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 都市計画の種類及び名称 多治見都市計画地区計画 西部緑のまち地区地区計画 岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課</p> <p>多治見都市計画の図書の縦覧</p> <p>平成二十三年一月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
---	---

<p>一 都市計画の種類及び名称 多治見都市計画地区計画 向島住宅団地地区計画</p> <p>多治見都市計画の図書の縦覧</p> <p>平成二十三年一月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>二 縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課</p> <p>多治見都市計画の図書の縦覧</p> <p>平成二十三年一月四日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
---	---

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画下水道

多治見市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

3・5・30号 笠原南北線

3・5・31号 笠原環状線

8・7・2号 平和滝呂線

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成二十三年一月四日

岐阜県労働委員会

会長 初山 錫吾

氏名	現職等	委嘱年月日
初山 錫吾	朝日大学大学院教授 岐阜県労働委員会委員	平成二一・一一・二四
廣瀬 英雄	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
神谷 眞弓子	東海学院大学短期大学部学長 岐阜県労働委員会委員	同
秋保 賢一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
平野 博史	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
三尾 禎一	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員	同
豊田 由二	電機連合岐阜地方協議会議長 岐阜県労働委員会委員	同
高田 勝之	JAM東海執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
畑 慎一	UIゼンセン同盟岐阜県支部支部長 岐阜県労働委員会委員	同
栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	同
熊田 正秋	社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	同
家田 禮子	長良製紙株式会社代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
日比利 雄	株式会社エヌピーシー代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同

宮 田 敏 光	河 内 宏 彦	柳 原 幸 一	伊 藤 勇	
岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	岐阜県労働委員会事務局長	株式会社鶴飼代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	岐セシ株式会社代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	岐阜県労働委員会委員
二 二 ・ 一 一 ・ 一 〇	二 二 ・ 四 ・ 七	同	同	

平成二十三年一月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一  
号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一  
一  
ブイ・アール・テクノセンター